

申第21号「東京地方裁判所判決に基づく団体交渉開催の申し入れ」に対して会社は組合と団体交渉をせずに窓口で回答!

「組合員が年休権を侵害されたとして会社を相手取り争っていた、平成29年（ワ）第40063号損害賠償請求事件と、平成30年（ワ）第1738号損害賠償請求事件、いわゆる年休裁判東京について、東京地方裁判所は3月27日、被告である会社に対して、会社による年休権に係る運用は年休権の趣旨に反し違法であるとして、原告である組合員に損害賠償金を支払うことを命じる判決を言い渡しました。特に時季指定日5日前まで時季変更を行使しないこと、恒常的要員不足のまま時季変更権行使をしたことは債務不履行と認定しました。

そこで、本部は4月18日に申第21号として判決に基づき、損害賠償の支払い、前月25日勤務発表完全実施、要員不足の解消を求めるために申し入れを行いました。この申し入れに対し、早急な団体交渉の開催を求めてましたが、会社は頑なに団体交渉事項でないことを理由として、組合と団体交渉を開催せず、5月17日に窓口での回答をしました。

《本部からの申第21号と会社回答》

1. 東京地方裁判所判決に基づき、会社は原告である組合員に対して、直ちに損害賠償金を支払うこと。

【回答】

裁判の話はしない。

2. 東京地方裁判所は、会社が組合員の時季指定した日の5日前まで時季変更権を行使せず、年休取得の可否を明らかにしないことは債務不履行とした。

裁判所の判断に基づき、会社は全ての新幹線乗務員の年休や行路を含めた勤務を前月25日までに確定すること。

【回答】

裁判の話はしない。

勤務の指定については、就業規則の定めに基づき適切に実施する。

3. 東京地方裁判所は、本件期間は恒常的要員不足に陥っていたとし、恒常的要員不足のまま時季変更権を行使したことは債務不履行であると認定した。

裁判所の判断に基づき、会社は要員不足を解消し、新幹線乗務員が時季指定した日に年休が取得できるようにすると共に、年休を失効させないこと。

【回答】

裁判の話はしない。

要員の配置については年休取得も考慮して行っている。ただし、業務波動や社員個々の時季指定の状況等により、時期によっては年休を取得しづらい場合もあり得ることは承知されたい。

《団交拒否に関するやりとり》

組合：組合は申し入れを紙で提出しているのだから、会社も回答を紙で提出せよ。そのことにより、会社回答に間違いは起きないし、組合は紙で提出し、会社回答では不公平である。回答を用意して読み上げるのだから、組合にその回答用紙を手渡せばよい。

会社：書面回答を準備しているが、会話を重視している。紙は補助的である。

組合：組合としては年休に関することであるので、充分団体交渉事項に該当するから窓口ではなく、団体交渉を開催せよ。

会社：申21号の内容を見て、労働協約第39条の事項に該当しないので、団体交渉を開催しない。

会社：該当はしないので、団体交渉は開催しないが、組合からの質問等について窓口で回答して議論を行う。

組合：年休に関することであり、労働条件の範疇である。従って十分団体交渉事項にあたるので団体交渉開催せよ。

会社：会社は団体交渉事項ではないと判断している。

組合：窓口では有意義な議論ができない。

会社：窓口で議論を行う。

組合：団体交渉拒否に抗議し、対立を確認する。

《申第21号に関するやりとり》

裁判の話はしない！の一点張り

組合：1. 2. 3の回答で「裁判の話はしない」という枕詞があるが、東京地裁は5日前までの時季変更を行使しないことは債務不履行、慢性的要員不足の中で時季変更することは債務不履行と認定した。このことに対する見解はないのか。勤労情報は出しているのか。

会社：勤務情報は出していない。

組合：見解を聞かせて欲しい。

会社：見解というよりは、回答の「裁判の話はしない」につきる。

組合：勤労情報が出ていないから、会社の見解を求めている。

会社：見解は「裁判の話はしない」ことであり、勤務については回答の通りである。

組合：裁判についてこの間会社は勤労情報を出していた。

会社：伝えるべきものとして、勤労情報として出している

組合：都合が良すぎる。組合側の勝訴なので勤労情報を出さないと認識する。

会社：都合・不都合で勤労情報を出しているわけではない。

組合：明らかに組合側が勝訴したから、会社は勤労情報を出さなかった。

会社：伝えるべきものを、勤労情報として出している

組合：勤労情報を出さないことは、負けを認めたとの認識でいいか。

会社：裁判の話はしないことになっている。回答にあたって悩んだが、裁判所の判断が書いているので「裁判の話はしない」とした。勤務指定は就業規則に則り行っている。

組合：裁判の話はしないということなので、見解も明らかにしなことでいいか。

会社：見解も含めて「裁判の話はしない」

組合：申し入れ自体が裁判の判決である。

会社：難しい所ではあったが、勤務指定とか要員のことがあるので回答をした。

組合：5日前確定で裁判所は債務不履行を認定しているが、就業規則では前月の25日に発表するとなっている。

会社：新幹線鉄事のことであり、鉄事が答えるものである。

組合：就業規則に謳っている以上、前月の25日に勤務確定を明らかにするものである。この就業規則に沿った形で運用すべきである。また、予備者の勤務指定についても、まだ空白勤務になっている。予備者と言えども空白勤務はなくせ。

会社：どうしても予備者については、追加臨の発生とか突発的な乗務員の私傷病があったりして、空白は発生するのではないか。25日に勤務日は発表している。今後も就業規則の定めに則り勤務指定していく。

組合：空白勤務をなくしていく努力はすることか。

会社：もちろんである。基本的に示せることではあるが、臨の発生とか突発的なものもあることを理解して欲しい。

今回の勝訴は適切に要員配置してこなかった証左だ！

組合：裁判は5年間の闘いであったが、提訴当時、会社は休日出勤を年間1人5泊とか6泊として乗り切ってきた事実がある。そして、休日出勤を活用して多少の年休を発給していた。会社は適切な要員配置をしているとこの間言っているが、適切な要員配置をしてないから休日出勤が発生すること

である。また、今年度については休日出勤はないと回答しているので、少しは安心している。

会社：会社はしっかりとやっていると欲している。

組合：裁判所は休日出勤で乗り切ってきたことは、慢性的な要員不足だったと判断している。このことを債務不履行と認定した。

組合：今でも休日出勤の希望者を募っているのか。

会社：やっているとと思う。希望は出せるシステムにはなっている。

組合：ここに来て、新幹線乗務員の54歳原則出向を10数年なかったものを2年前から復活させ、大量に出向に出した。54歳原則出向制度を解消して優秀な乗務員を本体に残すべきである。要員不足解消になる。

会社：54歳原則出向を復活させても、今年度は休日出勤はない状況である。取り組みとしては理想である。

組合：今後コロナが解消して輸送量が増えると休日出勤が発生するのではないか。裁判でも会社は日本の大動脈を支えることが最優先の姿勢を明らかにしている。

会社：裁判の話はしないが、輸送力を確保することは大きな使命である。

組合：コロナ禍前にGWを見ても、乗客が戻ってきたことは喜ばしいことだが、そのためにも新幹線乗務員を出向に出すべきではなかったし、これからは出向に出すな。

会社：乗務員全体を考えなければならない。

組合：乗務員の知識や技量を活かされない出向ばかりである。国から免許を認可された乗務員なのだから、出向に出すのはもったいない。

会社：色々な年代層を考えていかなければならない。技量もあり、接客もできて、正確な時間管理もできて、運転以外にもたくさんある。

組合：だから優秀な乗務員を本体に残すべきである。

会社：全体を見るべきである。新しい仕事もやっていく、グループ全体で頑張っていく仕組みだと思っている。

組合：出向先の仕事内容を見たとき、清掃や警備であり、全く技量が活かされていない。

会社：54歳以降に新たな仕事に就くことは間違っていない。

組合：しかし、国から認められた新幹線運転の免許持ちの方々である。

会社：免許を活かしてもらうこともあるが、決してそれだけではない。

組合：本体に残すことにより、要員はより確保される。この裁判は会社が適切な要員配置をしてこなかった証左である。

会社：5年前の話をされても困る。

裁判所の判決通りに損害賠償金を支払え！

組合：年休の趣旨は欲しい期日に入ることである。

会社：そうである。

組合：その趣旨に沿って年休薄給の運用を行え。従って要員を確保せよとなる。

会社：時季指定が多く重複した場合は、年休は取得できない。年度末などの入学式時は集中する。

組合：集中することはあると思う。年休の趣旨から言えば休みたい日に取れることが望ましい。

会社：そう言っても時季変更がある。

組合：今、運輸所の要員はどうか。

会社：足りているというよりは、適切に配置している。

組合：25日の勤務発表時に予備者について行路をしっかりと入れて発表せよ。

会社：予備担当者については突発的な事態もあり得ることなので難しい。

組合：空白勤務も改善している。空白勤務解消に向けてもっと努力せよ。

組合：申第21号について会社は「裁判の話はしない」との一点張りの考えでいいか。

会社：裁判の中身については、申し上げるものはない。

組合：3月27日の判決日に会社は即日控訴したことに対して抗議する。同時にその控訴を早急に取り下げ、原告に対して損害賠償金を支払え。

会社：「裁判の話はしない」

組合：取り下げる・取り下げないとも言わないのか。

会社：裁判の話は言わない。

組合：控訴を取り下げ、判決通りに損害賠償金を支払え。会社の「裁判の話はしない」という主張に対立を確認する。

以 上